

環 政 第 1597 号
平成 30 年 3 月 27 日

富山県環境審議会
会 長 遠 藤 俊 郎 殿

富山県知事 石 井 隆



とやま温暖化ストップ計画の改定について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

とやま温暖化ストップ計画の改定について

1 諮問の内容

本県では、地域レベルでの地球温暖化対策を推進するため「とやま温暖化ストップ計画」を策定し（平成 27（2015）年 3 月改定）、温室効果ガスを 2020 年度に平成 17（2005）年度比 8 %削減とする目標を掲げている。

こうしたなか、国において、平成 28（2016）年 5 月、2030 年度に平成 25（2013）年度比 26.0%削減を目標とする地球温暖化対策計画が策定された。

都道府県等は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」において、国の計画に即した地方公共団体実行計画（とやま温暖化ストップ計画）の策定を求められており、現計画について 2030 年度の目標値の設定を含めた改定を検討する。

2 現状及び課題

(1) 本県の温室効果ガス排出量

エネルギー消費量は着実に減少してきているものの、2015 年度の温室効果ガス排出量は、結果的に 2005 年度比で 5.6%増（2014 年度からは 2.3%減）となっている。

(2) 各部門での削減対策の推進

基準年度に対して、特に温室効果ガス排出量が増加している家庭、業務部門において、住宅建物の高断熱化や LED 等省エネ設備の導入促進による省エネの推進に引き続き取り組むとともに、各部門の省エネルギー、再生エネルギーの導入促進を推進していく必要がある。

(3) 新たな動きへの対応

国では、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」に関する施策を法的に位置付けて推進するため、気候変動適応法案を今国会に提出した。

同法案では、国が適応に関する施策の総合的な策定・推進を担い、都道府県、市町村は国の計画を勘案して、地域における適応計画を策定するよう努めるものとされていることから、国の動向を見極めながら適応に関する事項の計画への反映について検討する必要がある。

3 スケジュール（案）

- ・平成 30 年 3 月 計画改定の諮問、地球温暖化対策小委員会の設置
- ・平成 30 年 6 月～31 年 3 月 環境審議会での検討（小委員会の開催（3 回程度）、パブリックコメントの実施）
- ・平成 31 年 3 月 環境審議会の答申、計画改定

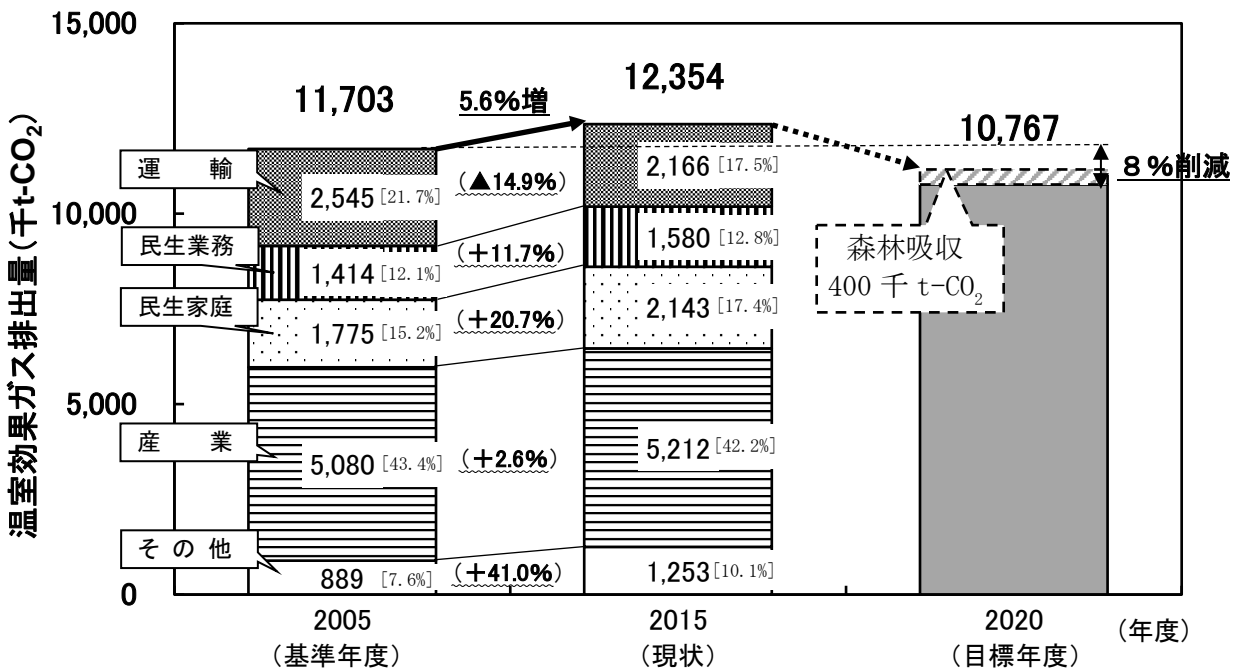
とやま温暖化ストップ計画の概要と温室効果ガス排出量の現状

【とやま温暖化ストップ計画の概要】

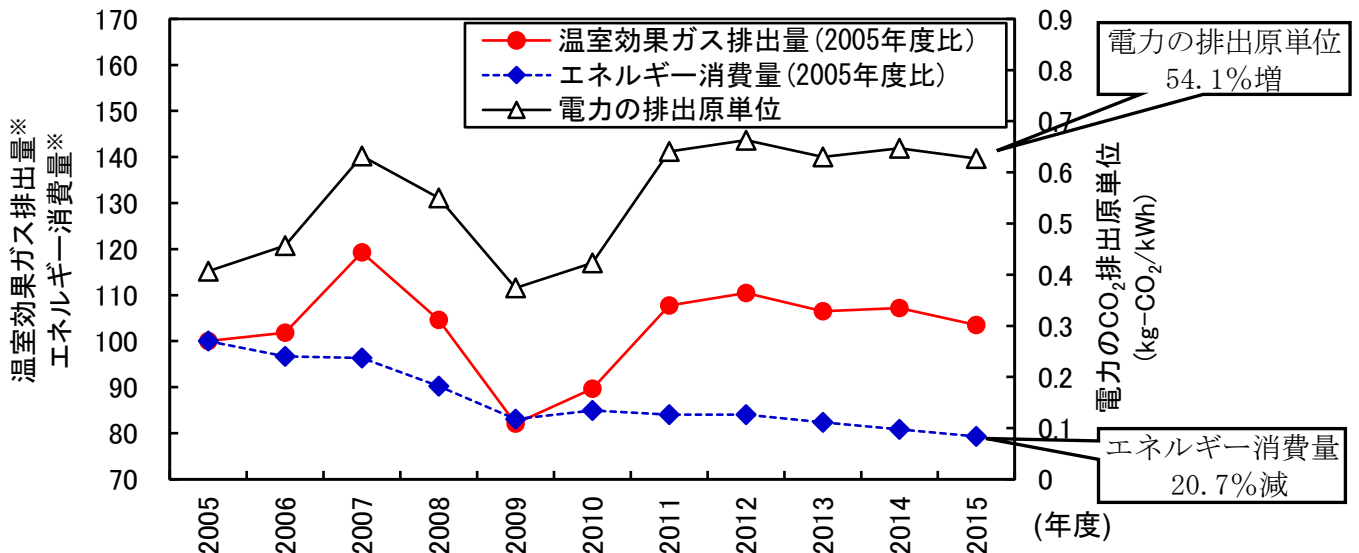
- (1) 削減目標 2005年度比8%削減
- (2) 目標年度 2020年度
- (3) 対象ガス 地球温暖化対策推進法第2条第3項に定める次の温室効果ガス
①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボン、
⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄、⑦三ふっ化窒素
- (4) 対象地域 県内全域

※ 本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に規定する「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」を定める地方公共団体実行計画として2015年3月に策定

1 とやま温暖化ストップ計画の目標と現状（速報値。[]内は内訳）



2 富山県の温室効果ガス排出量※・エネルギー消費量※及び電力の排出原単位の推移



※ 2005年度(基準年度)の値を100とした場合の数値